江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定

基本的な方針、区・関係機関の役割等を掲載

区は、平成25年に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。これは新型インフルエンザ等の感染症の感染拡大を抑制し、区民の生命および健康を保護するとともに、区民生活および経済活動への影響を最小とするための計画です。

なお、策定にあたり7月14日から8月4日にかけてパブリックコメントを実施し、区民の皆さんに素案の内容をご覧いただくとともにご意見を募集しました。

行動計画の内容

この行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、次の内容について定めています。

○基本的な方針
計画の基本的考え方、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策上の留意点

○江東区・関係機関等の役割
基本的な責務、新型インフルエンザ等に対応する江東区の実施体制

○対策の基本項目
サーベイランス（調査）・情報収集、情報提供・共有、区民相談、感染拡大防止、予防接種、医療、区民生活および経済活動の安定の確保

○緊急事態宣言時の措置
感染防止対策、予防接種、医療、区民生活および経済活動の安定の確保

○各段階における対策
未発生期、海外発生期、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期、小康期

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション（区役所2階）、危機管理課（区役所隣防災センター4階）、保健所、各図書館で閲覧できます。

問 危機管理課危機管理係 ☎（3647）9382
保健予防課感染症対策係 ☎（3647）5879

胃がん・肺がん検診

第3回目（最終）の郵送申込12／1（月）～

電話申込も受付中

胃がん・肺がん検診を実施しています。検診は、①区内に配車する検診車で受診する方法と、②直接検診機関に行って受診する方法の2通りあります。区内3か所で行う検診車での検査をご希望の方は郵送で、検診機関で検査をご希望の方は直接電話で申し込んでください。費用は、胃がん500円、肺がん800円です。

なお、妊娠中の方（可能性のある方を含む）、胃の手術をした方、胃・十二指腸または肺の疾患により治療中・経過観察中の方は受診できません。また、最近1年以内に同様の検診を受けた方、勤務先等で受診できる方はご遠慮ください。今回の検診で精密検査が必要となった場合、精密検査は保険診療（有料）となります。

［対象・検診項目等］別表1のとおり

［申込方法（胃がん・肺がん共通）］

検診車による検診（郵送申込）

※郵送申込は今年度最終です

時 場 別表2のとおり

申 12月1日（月）から保健所、保健相談所、区役所2階庁舎案内・こうとう情報ステーション、出張所、図書館、文化センター、福祉会館など区施設で配布する「第3回胃・肺がん検診のご案内」所定はがきに必要事項を記入して郵送

※土曜・日曜等各施設の休館日にご注意ください

※検診日の指定はできません

検診機関による検診（電話申込）

検診機関は2か所あり、希望する検診機関に直接電話で予約のうえ、受診します。平成27年1月まで、毎月翌月分の予約を受け付けます。

［検診期間］平成27年2月まで

対象者および負担金（検診費用の1割相当額）（別表1）

検診名	費　用※	検診項目	対象者
胃がん	500円（受診時にお支払いください）	問診 胃部X線間接撮影 バリウム使用	35歳以上の区民の方（昭和55年3/31以前に生まれた方）
肺がん	800円（受診時にお支払いください）	問診 胸部X線直接撮影 喀痰（かくたん）検査（該当する方のみ）	40歳以上の区民の方（昭和50年3/31以前に生まれた方）

※平成25年度住民税非課税者、生活保護受給者等は免除

検診車による検診（郵送申込）（別表2）

申込回※	申込期間	検診期間	検診会場（3か所）
第3回（最終）	12/1（月）～31日（水）	平成27年1/5（月）～2/28（土）	①総合区民センター（大島4-5-1） ②健康センター（東陽2-1-1） ③深川南部保健相談所（平日のみ）（枝川1-8-15-102）

※第1回目・第2回目は終了しました

検診機関による検診（電話申込）（別表3）

検診機関および会場	（公財）東京都予防医学協会（新宿区市谷砂土原町1-2）		（医社）こころとからだの元氣プラザ（千代田区飯田橋3-6-5）	
交通機関	JR・都営新宿線市ヶ谷駅徒歩5分		JR飯田橋駅東口徒歩1分	
	東京メトロ市ヶ谷駅5・6出口徒歩2分		東京メトロ・都営大江戸線飯田橋駅A2出口徒歩1分	
電話番号	☎3269-4752		☎5823-5166	
予約受付時間	［月～金曜］	9:00～17:00	［月～金曜］	8:30～17:00
	［第1・3・5土曜］	9:00～12:00		

時 別表3のとおり（2か所）

申 受診を希望する検診機関に直接電話（翌月分の予約）

※電話予約の際に「江東区の胃がん（肺がん）検診の予約です」と伝えてください。

※喫煙されている方およびせき・痰の症状を繰り返している方は、肺がん検診予約時に「喀痰（かくたん）検査」の申込ができます。

※申込後、確認の通知が検診機関から届きます。指定された日時に受診してください。

問 保健所健康推進課健康づくり係 ☎（3647）9487 FAX（3615）7171

12月は オール東京 滞納STOP強化月間

東京全域で徴収対策を集中実施

区政運営を支える特別区税の安定確保と納期内納税者との公平性維持のため、税の滞納に対して徴収対策を強化しています。12月は「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、東京都や都内全62区市町村とともに連携して徴収対策を集中的に実施します。また、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料についても併せて徴収を強化します。

文書催告・電話催告・訪問勧奨の強化

滞納者に催告文書の発送や夜間・休日の電話催告を実施します。また、徴収嘱託員が平日昼間のほか夜間や土・日曜、祝日に訪問し、納付勧奨等を行います。

滞納処分の強化

文書催告や電話催告などで自主的に納付するよう促したにもかかわらず、滞納を放置している方には、法律に基づき財産（預貯金・給与等の債権、不動産、自動車等の動産など）の差押等の滞納処分を行わなければなりません。納税課では、滞納を解消する手段として差押を強化しており、勤務先や取引先、取引金融機関などの調査を進めています。今年度はすでに三千件近く差押を行い、滞納処分を順次実施しています。

滞納を放置することなく、早急に納付するか、納付が困難な方はご相談ください。

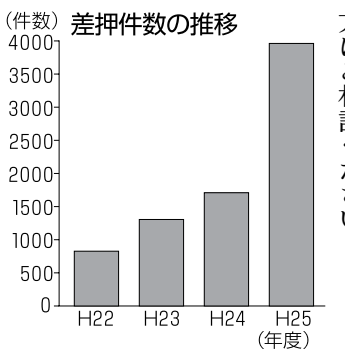

捜索・タイヤロックの実施

分納誓約を守らない、まったく連絡がない、財産があるにも関わらず申告を怠っているなど悪質な滞納者には、自宅や事業所を強制調査する「捜索」や「タイヤロック」を実施します。

介護保険における給付制限

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて、介護サービス利用時の自己負担が1割から3割になるなどの給付制限が発生します。

納税環境の整備

区では、納付しやすい環境の整備に取り組んでいます。昨年10月からは携帯電話から納付が可能なモバイルレジ納付を開始し、4月からは、ATMやインターネットバンキングで納付が可能なペイジー納付やクレジットカードでも納付ができるようになりました。今後とも納税環境の整備に努めていきますので、納税のご協力とご理解をお願いします。

▲家宅捜索の様子

［特別区民税の納付］
納税課収納推進係 ☎（3647）2063

［特別区民税の納付相談・平日夜間電話相談］
納税課徴収係 ☎（3647）4153

［国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談］
医療保険課保険料係 ☎（3647）3169

［介護保険料の納付相談］
介護保険課資格保険料係 ☎（3647）9493

平日夜間電話相談

特別区民税の納付が困難な方を対象に、平日夜間の臨時納付電話相談を開設します。日中の来庁や電話相談が難しい場合には、ぜひこの機会にご利用ください。

時 11/28（金）、12/1（月）～3（水）17:00～19:00